

令和3年度

上越市障害者資格取得支援補助金のご案内

上越市では、障害のある人の就労機会の拡充を図るため、就労に役立つ資格の取得に必要な試験の受験料や研修等の受講料、市外の受験（受講）会場への交通費を補助します。

●補助対象者・・・上越市に住所を有し、下記のいずれかに該当する人

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②療育手帳の交付を受けている人
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ④特別支援学校の高等部に在学している人

●申請者・・・下記のいずれかに該当する人

- ①補助対象者本人 ※補助対象者本人が未成年の場合はその保護者
- ②補助対象者本人の法定代理人（法定代理人を確認できる書類の提出が必要です。）

●補助対象資格・・・別紙「補助対象資格試験等一覧表」をご覧ください。

●補助対象経費

- ①資格試験の受験料（研修等の場合は、受講料。以下同じ。）
- ②市外で行われる試験や研修を受験（受講）するための交通費
※申請に必要な提出書類・交通費の補助については、4ページをご覧ください。

●交付申請について

- ①1万5千円を限度額とし、受験料及び市外の受験（受講）会場への交通費を補助します。（10円未満切捨て）
- ②1人、同一年度で1回の補助に限ります。
- ③特別支援学校の高等部においては、履修が必要とされている資格は対象になりません。
- ④申請期限は受験日（研修等の場合は、修了証明書等の交付日。以下同じ）から1か月以内です。受験日が3月であるときは、3月末日までです。

－ お申込み・お問い合わせ先 －

上越市役所 産業政策課 (☎025-526-5111 内線 1266、1755)
〒943-8601 上越市木田 1-1-3

記入例

第1号様式（第7条関係）

上越市障害者資格取得支援補助金交付申請書兼請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 上越市長

申請者 住所
氏名
電話番号
(受験者との続柄及び関係 〇〇)

①補助対象者本人
(未成年の場合は保護者)
または
②補助対象者の法定代理人

太枠内をご記入ください

次のとおり上越市障害者資格取得支援補助金の交付を申請します。

受験者	住所	補助対象者本人の住所
	氏名	補助対象者本人の氏名
	生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
受験した資格	名称	〇〇〇〇検定
	受験料	〇〇円 (領収証の額)
補助金振込先 (申請者名義)	〇〇〇〇 (銀行・信金・信組・農協) 本店 〇〇 支店 当・普 No. 〇〇〇〇〇〇〇 ㍻がナ 〇〇 〇〇	
交通費	交通費計算区間	～
	車種	普通車 軽自動車
	補助対象交通費	A高速料金 _____円×2 (往復) = _____円 B割引控除 $A \times 1 / 2 =$ _____円
	自家用車以外	_____円
補助金額	_____円	受験料 _____円 + 交通費 _____円

備考

- 1 太枠内をご記入ください
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 受験票 (介護職員初任者研修その他受験票が交付されない研修の場合は、修了証明書) の写し
※資格試験の会場を確認することができる箇所を含む。
 - (2) 受験料の支払いを証する書類の写し
 - (3) 障害者手帳の全面 (表裏両面) 又は特別支援学校の在学を確認できる書類の写し
 - (4) 申請者が法定代理人の場合は、法定代理人であることが確認できる書類の写し
 - (5) 市外に旅行した場合で、旅行に要した交通費の額を確認できる書類の提出が可能なときは、当該書類の写し

※公共交通機関の領収証など→4ページをご覧ください

※申請書は上越市のホームページからもダウンロードできます。

第1号様式（第7条関係）

上越市障害者資格取得支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）上越市長

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 電話番号 _____（ ）
 （受験者との続柄及び関係 _____）

次のとおり上越市障害者資格取得支援補助金の交付を申請します。

受験者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
受験した資格	名称	
	受験料	円
補助金振込先 （申請者名義）	（銀行・信金・信組・農協） 本店 支店 当・普 No. カガナ	
交通費	交通費計算区間	～
	車種	普通車 軽自動車
	補助対象交通費	A高速料金 _____円×2（往復）＝_____円 B割引控除 $A \times 1 / 2 =$ _____円
	自家用車以外	_____円
補助金額	_____円	受験料 _____円 + 交通費 _____円

備考

- 1 太枠内をご記入ください
- 2 次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 受験票（介護職員初任者研修その他受験票が交付されない研修の場合は、修了証明書）の写し
※資格試験の会場を確認することができる箇所を含む。
 - (2) 受験料の支払いを証する書類の写し
 - (3) 障害者手帳の全面（表裏両面）又は特別支援学校の在学を確認できる書類の写し
 - (4) 申請者が法定代理人の場合は、法定代理人であることが確認できる書類の写し
 - (5) 市外に旅行した場合で、旅行に要した交通費の額を確認できる書類の提出が可能なときは、当該書類の写し

★提出書類と市外の受験（受講）会場への交通費の補助について

市外の受験（受講）会場への交通費を申請する人は、下記「提出書類一覧」の【自家用車】または【公共交通機関】に記載されている書類を、申請書（第1号様式）等の必須書類とあわせて産業政策課へ提出してください。支給する交通費等の金額は、産業政策課で算定します。

※網掛け部分は必須書類です
市内受験・市外受験にかかわらず提出してください

<提出書類一覧>

区分	提出書類	算定金額
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書兼請求書（第1号様式） ○下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳全面（表裏両面）の（写） ※有料道路の障害者割引の適用を受けている人は、車のナンバーの記載がわかる部分を含む ・特別支援学校の在籍を確認できる書類の（写） 	—
受験料	<ul style="list-style-type: none"> ○受験票の（写）または修了証明書等の（写） ※受験会場を確認できる箇所を含む ○受験料の支払を証する書類の（写）（領収証等） 	○受験料
自家用車	<ul style="list-style-type: none"> ○車検証の（写） ※有料道路の障害者割引の適用を受けている人は、提出不要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自動車専用道路および高速自動道の通行料金の額（往復） ・障害者割引適用を受けている場合は通常料金の2分の1の額となります。 ・障害者割引適用を受けることができる人で割引の申請をしていない方は、軽自動車通行料金の2分の1の額となります。 <p>※受験料と合わせて上限1万5千円</p>
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> ○費用の支払を確認できる書類（領収証等）の（写） <公共交通機関> <ul style="list-style-type: none"> ・電車、バス、タクシーなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○確認できた交通費の額 <p>※受験料と合わせて上限1万5千円</p>